令和５年１月２７日

関係各位

山口県中学校体育連盟
会長　松　野　下　　真

令和５年度山口県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等
（地域クラブ活動）の参加資格の特例の内容変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本連盟の事業に対し、ご協力、ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、令和４年１２月２７日にスポーツ庁・文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出されました。山口県中学校体育連盟では、日本中学校体育連盟及び中国中学校体育連盟に準じて「地域スポーツ団体等」という名称を使用しておりましたが、令和５年１月１７日付で日本中学校体育連盟から発出された文書及び令和５年１月２６日付で中国中学校体育連盟から発出された文書に従い、その名称を今後は「地域クラブ活動」に変更することにいたします。

また、ガイドラインの発出に伴い、参加資格の特例について下記のとおり記載内容を修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

「山口県中学校選手権大会要項作成基準・開催基準　８参加資格」と「山口県中学校新人体育大会実施要項　１０その他」と「山口県中学校駅伝大会開催要項　６参加資格」に下記を追加し、参加資格とする。

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

(1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、山口県中学校体育連盟および山口県内各支部中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 山口県中学校選手権大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

① 山口県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

ア 山口県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（山口県下の中学校等に在籍している生徒であること）。

ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、山口県下で適切に行われていること。

エ ~~『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成３０年３月スポーツ庁発出）の「２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、３ 適切な休養日等の設定」~~

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和４年１２月２７日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ　新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で山口県中学校体育連盟主催大会参加希望申請書を提出し、承諾されていること。

※山口県中学校体育連盟主催大会への参加希望手続きは、所定の申請書（様式１・２・３・４・５）・ヒアリング等を実施したうえで、大会参加の可否を判断する。

カ 山口県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で同一大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。同一大会とは、支部の予選大会から県大会までの事である。

② 山口県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 大会参加の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合には、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。

※１ この特例は、令和５年４月１日より適用する。

※２ この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※３ この特例は、今後も検討を続けていく。

※４ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により（２）①エ修正